

稻井町となり、昭和42年3月石巻市に編入された。地区内を小牛田一女川を結ぶ国鉄石巻線が通り、陸前稻井駅がある。産業としては山地と丘陵に囲まれた低地での米作と、牧山山麓の稻井石の採石がある。地区内に、国指定史跡の沼津貝塚などがある。

- 注(2) 頁岩〔けつがん〕に同じ。堆積岩の一。岩石の碎けた粒子や粘土粒、生物の遺骸などが水によって運ばれ、または水中に堆積し生成した岩石。
- 注(3) 脈翅〔みゃくし〕類の昆虫。ヘビトンボの幼虫。川底に棲み体重4~5cmで全体黒褐色。3対の胸脚と1対の尾があり、鰓で呼吸する。大顎は大きく鎌状。乾燥して疳〔かん〕の薬とする。白石市斎川のものが全国的に有名。

資料 牡鹿郡案内誌（高橋鉄牛）

牡鹿郡誌（牡鹿郡教育会）

宮城県百科事典（河北新報社）

94. 「名取之里」の歌碑について

問 「続岩沼物語」（佐々木喜一郎）の「名取の里の歌碑」の章に、碑の歌は玉葉集にのせられた証覓法親王の詠であるとあります。玉葉集を調べたが、この歌が入っていません。どうしてでしょうか。

答 問題の記事は、「続岩沼物語」のP.151に、

『名取の里の歌碑

名取市増田の北につづく前田〔仙台市中田6丁目〕の国道四号線沿い西側にある。「名取の里」の名は「和名抄」〔わみょうしょう〕にある名取七郷の一で、あるいは「名虎の里」ともいうとある。⁽³⁾〔(4) (5) (6)〕この名取の里を標識するのがこの碑である。碑は高さ1.11メートル、幅1メートルばかりの稻井石を用い、昭和二年に建てられた。

碑の表面中央に、「名取の〔乃〕里」と大書し、その左右に四行に分けて、

しひて問ふ人はありとも恋すてふ

名とりの里をひとにしらすな

雨香 鈴木省三 敬書

〔(7)〕とある。この歌は「玉葉集」にのせられた証覗法親王の詠である。筆者は碑面に記す通り岩沼の人、雨香鈴木省三翁である。』とあります。

この碑は、仙台市中田六丁目の「前田館」〔まえだたて〕といわれる柿沼一夫氏屋敷内にあり、⁽⁸⁾正面 『志〔し〕ひて問ふ人能〔の〕

あ里〔り〕と毛〔も〕恋すてふ
名取乃〔の〕里

名登〔と〕り能〔の〕里越〔を〕
そことしら春〔す〕那〔な〕』

右側面『古跡保存のため中田村有志者相謀り

澄覚法親王名取の里なる尊詠
⁽⁹⁾
を貞石に刻み謹てここに建川〔つ〕
⁽¹⁰⁾
昭和二年九月

雨香鈴木省三敬書』

と刻んであります。文字は達筆な草書体なので、「続岩沼物語」の著者は正読できず、「そことしらすな」を「ひどにしらすな」と、「澄覚法親王」を「證→証覚法親王」と誤まり、しかも、この歌の出典を「玉葉集」と軽率な独断を犯してしまっています。この歌を「国歌大観（松下大三郎編）で検索しますと、「玉葉集」などには全く見当らず、「夫木和歌抄」卷31 雜部13に、⁽¹¹⁾

『なとりのさと 名取陸奥寄里恋

前大僧正澄覚

しひてとふ人はありとも
恋すてふなとりのさとを
そことしらすな』とあり、正解が得られます。

誤まりは誤まりを伝えるものですので、何事も文章に起す場合は、慎重な調べが肝要であります。
⁽¹²⁾
「続岩沼物語」の記事に依ったため、「澄覚」を「證覚」としてしまったものがかなり多く見受けられるのは遺憾なことです。

注(1) この名の人物は存在しない。

注(2) 玉葉和歌集。二十一代集の一。京極為兼が伏見上皇の院宣を奉じて正和元年（1311）撰進した勅撰集。風雅集と共に京極家の歌風を示す。二十一代集とは、八代集と十三代集との総称、P. 190 の注(3)参照。

注(3) 「仙台地名考」（菊地勝之助）に『中田駅〔現南仙台駅〕の南、国道を南すること約一粂、道の西側に「名取の里」の碑が立っている。この辺の部落を前田といい、往昔は「名虎の里」とも呼んだ所である。名取の里は和名抄にある名取郷の遺称である。名虎の里の名称は名取の訛とも思われるが、一説には名取浦〔なとりうら〕が「なとら」となったとも見られている。前田の前方を流れる川は広浦川であり、広浦川や名取川の注ぐ海は名取の浦〔「新撰陸奥風土記」卷之も（保田光則）に『名取浦。名取郡閑上の江浜をいふか』〕と称して来たので、名虎の里の呼称も一応あり得ると考えられる〔?〕。また前田の地名は中田、増田、余田などと共に、新田開拓の進展の跡を物語る名称とも推測される。』

「封内風土記」卷之5（田辺希文）

『前田邑。戸口凡百六十一。中田町有市店而駅也。本邑古来称名取郷。或作名虎郷者訓音誤也。神社凡三。伊豆權現社。伝云。花山帝御宇。中津川源義氏所祭之神也。有棟梁古牒。記云天文七年〔1538〕三月二十一日。柿沼七郎建之。希文按。天文之号後奈良帝御宇也。柿沼七郎者。乃忠義之孫也。名跡志曰。前田橋西有館址。土人曰之前田館。門前設調馬場。北西有滝〔こう。ほり〕址。佐々木勘解由者旧館也。郭西祀伊豆權現。古昔中津川義氏。遇讒〔ざん〕配東国。置之石獄。其獄址今猶在。配流已三歳遇赦帰。主人竭力好遇。感厚意。臨別。与氏号属実名。改柿沼忠義。後孫降民間。往昔之刺史。牧伯。等。世所与之印璽。花押。伝在家。今藏故文書五篇。按義氏事実出碑説。与郷人所伝不同。其館主文田四郎高綱者也。以実名考之。是亦佐々木餘流乎。其地今日前田橋西宅。ニシヤシキ後裔雖降民間。保古館址。而不失旧墟。可謂厚矣。希文按。今邑民九兵衛。武次右衛門者。乃其後裔也。〔後略〕』

注(4) 「和名類聚抄」〔わみょうるいじゅしょう〕。P. 118の注(1)参照。

注(5) 「和名類聚抄」（源順）卷5に

『陸奥国

〔前略〕名取 奈止利〔後略〕』

卷7に

『名取郡

指賀 井上 名取 磐城 餘戸 名取〔「和名類聚抄郡郷里駅名考証」（池辺彌）に
「重複か」との注記がある。〕驛家 玉前とある。

注(6) 「和名抄」にそのような記事はない。

「大日本地名辞書」第7卷（吉田東伍）に

『ウマヤ驛家郷

和名抄、名取郡驛家郷。○今中田村是なり、俗に名虎といふ。増田の北一里、名取川の南岸なり。惟〔おも〕ふに、北岸に郡家（名取）ありて、もと水南水北一郷なりしが、水南を驛家郷と定められ、名取郷とは専〔もっぱら〕水北に呼ぶこととなれる者か。また重之家集

名取川わたりてつくる小島田を

もるにつけつつ夜かれのみする（夫木集）

六帖

名取川いく瀬かわたる七瀬とも

八瀬とも知らずよるもわたれば

など云へるを考ふるに、名取川は、水脈変遷して、古今沿革する所多し。小島田とは、河辺所々に散在せる田圃ありて、郷人が左右に水を涉りて勞せる形状、想ひ合す所あるべし。封

内記〔封内風土記〕「往古、名取川洪水、旧河道壅塞〔ようそく、ふさがる〕為瀧〔ちょ。水たまり〕、曰之古川、属中田柳生」等とも述べられたり。○名取駅は、柴田郡の小野、名取郡の玉前、両路の会合する所にして、此よりは名取、広瀬の二水を渡り、宮城野栖野〔すや〕駅を経、多賀府に達す。』また、

『名取郷

和名抄、名取郡名取郷 ○今、茂崎村及び西多賀村なるべし、名取河の比岸にして（南岸の地を分ちて駅家に供せられしなり）恰〔あたかも〕、名取、広瀬の二水に狭まれ、形勢相合ふ。駅家郷、名虎に合考すべし。

強て問ふ人はありとも恋すてふ名取の里をそこと知らすな〔夫木集・歌枕〕隆覚^X〔隆覚^Xは澄覚の誤り。〕とある。

「封内名跡志」卷第3（佐藤信要。「仙台叢書」第8巻の内）に

『名取郷

在前田村。郷俗訓音を誤り名虎の郷を作る。』

「観光仙台市」（佐々久。「宮城県史」16の内）に、

『名取ノ里

もとの中田村〔昭和16年9月仙台市に合併〕は前田・柳生・袋原・四郎丸の四邑をいった。前田は古来、名取郷と呼ばれた所であるといわれており、国道際に名取ノ里の碑が立っている。』

注(7) 「続岩沼物語」（佐々木喜一郎）に、

『嘉永六年〔1853〕二月二十六日、岩沼本郷（藩政時には岩沼町といわず岩沼本郷という）同心町に生れた。幼名陽記、長じて省三（成三とも書いた）、雨香と号した。

昭和十四年一月二十八日、松島町法雲荘で歿した。八十七歳であった。四月二十七日瑞巖寺で葬儀を営む。父は鈴木玄説成則、母は蒲地氏ゑいといった。

岩沼館主古内氏の臣で、十一歳の時、鈴木家を嗣ぎ、四貫百十四文の家禄を襲うた。医師、薬学者また郷土史家として知られる。後世に及ぼした功績の甚大であることは、翁の著「続仙台風俗史〔志〕」にのせられた「雨香年譜」と、中山栄子さんの同書「しりへがき」に詳しい。その著作及び論文集は夥しい数にのぼる。編著書は未刊本を併せて十八篇、報文は二十六篇、ほかに新聞、雑誌等に多くの報文を載せている。就中「仙台叢書」二十二巻の出版に際し、その校訂・出版につくされた功績は多大なもので、仙台についての研究調査に当られる人の全部が全部までその恩恵に浴している。また、大正十一年より八ヶ年間（七十七歳まで）、宮城県史蹟名勝天然記念物についての調査委員を委嘱され二十余篇の調査報告書を作ったが、これも郷土研究家にとっては金玉の好参考書である。なお医師、薬学者としての功績ならびに社会福祉方面に尽くされた事蹟等についても多々あるが、それらは前期〔記〕

「雨香年譜」その他に譲る。』

- 注(8) 「観光仙台市」（佐々 久。「宮城県史」16の内）に、
『碑石〔名取ノ里〕の西にある柿沼氏の宅地は、往昔佐々木勘解由という者が居住した前田館址で、また、次のように伝えられている。寛喜年間（一二二九～一二三二）九州の中津川義氏が譲に遭ってこの地に流された。その妻は子松岩と婢の冷泉をつれて夫を慕い陸奥に向ったが、途中海賊のため別れ別れになり、妻だけが漸く名取の里にたどりつき夫に会うことができた。後赦されて帰ることになったが、去るに及んで親切に世話をしてくれた者に柿沼忠義と名を与えた。柿沼氏はその子孫であるという。邸内にある伊豆権現は義氏が配流中祀っていたもので、古い棟札に「天文七年三月 柿沼七郎建立」と書いてあったという。』
「仙台領内古城・館」第4巻（紫桃正隆）に、

『前田館

一、位置

仙台市中田町字悪土あくど（旧中田村）

中田の街なみを過ぎ旧国道を約七〇〇米ほど南下すると、名所「名取ノ里」の碑の前にいたる。付近の前田橋〔清水堀に架かる〕の所で西に折れ、一〇〇米ばかり入ると当地の長者、柿沼一夫氏の屋敷内にいたる。今はその西端の一角は東北本線布設により分断されたが、同家の屋敷地を中心とし、それに周辺の農耕地を併せ加えた広大な一帯が往古の前田館のあとであった。

二、規模、構造

総面積が二七〇米四方にも及ぶ壮大な平城形式の屋敷地。防壁の特徴はまわりの二重水濠と、内周の土塁にあった。しかも、往古は一帯が茫茫たる湿原地帯であって大小の湖沼や清水堀の流路などが複雑に組み入り要害の水城の形を呈していた。

中心部となった現在の屋敷地は東西、南北一〇〇米ほど。南面と東面には低くなつたが、土塁の形が推定できる。

屋敷の東、正門付近、及び北四〇米の地点と、西は東北本線の西下には一連の内濠の流れが見られるのが大きな幸いといえよう。南面に「清水堀」の流れを置くのはこの面の内濠の備えと合わせ一層堅固な形をつくる。

外濠は内濠の外周約五〇米の処にそれぞれあったと伝わったが、西の雑木林の中のものを除き、その殆どの形が消失したのは惜しまれる。外濠のうち東北の角の所には一昔前までは大きな池あとあり、更に西北の一隅には清水堀へ続くかなり大きな池が現存するのは外濠の往古の姿を彷彿せしめるものとして注目したい。

西の一角には栗木方面に通じた門跡、或は「調馬路」の地名が残っている。

三、歴史

「名取郡誌」に、館主は蔭山四郎高常と伝え、「奥羽観蹟聞老志」には佐々木勘解由とある。

又「柿沼文書」によると一柿沼氏の祖、善太夫義忠が延元三年（一三三八）に名取郡前田の里に住み、その子掃部介義方が正平十五年（一三六〇）に「柿沼」と称したと書いてある。

「観跡聞老志」に曰く一前田館、門前に調馬路を設け北西に濠址あり。佐々木勘解由の旧館なり。昔、義方なる者（紫桃註、中津川義氏なるか？）が讒に会いて当国に配され、之を石獄に置く。その獄址今なお存す。配流既に三年、赦を遇て帰る。主人力を竭して能くあつた厚意に感じ、別れに臨み氏号を改め、実名を与えて柿沼忠義と称す一云々と、佐々木が柿沼氏に変身した事蹟を述べている。

これを要するに、古い時代は佐々木氏（蔭山氏と同系なるか？）が住み、寛喜年間（一二二九～一二三一）、配流中の中津川城主義氏を厚遇した縁により柿沼姓を許され、以来柿沼氏は当地の支配者として君臨して来たものであろう。柿沼氏邸内にある伊豆権現は、配流中の義氏が祀ったもので、古い棟札には「天文七年三月、柿沼七郎建立」と書いてあったと言う。』

- 注(9) 後鳥羽天皇の皇孫で、雅成親王の第1王子、母は内蔵頭藤原忠綱の女である。建保6年〔1218。異説もある〕生。延応元年〔1239〕落飾して法印に叙せられ、宮法印と称した、また菩提院に住したので菩提院宮とも称せられた。寛元元年〔1239〕4月権僧正に任せられ、文永2年〔1265〕3月天台座主〔てんだいざす。天台宗延暦寺の長〕に補せられ、同月龜山天皇の護持僧となり、翌3年11月大僧正に任せられた。4年6月天台座主を辞し、12月梶井梨本門跡〔かじいなしまともんぜき。京都大原の三千院。天台3門跡の一。円融坊・梨本坊、また梶井門跡・梨本門跡などと称した。貞觀2年〔860〕、清和天皇の勅命によって承雲が建立。堀河天皇の皇子尊快最雲法親王が門主となってから、明治維新前まで、代々皇族が入室した。〕を管領せしめられ、同8年5月再び天台座主に補せられた。10年4月請うて座主を辞せんとしたが、勅して許されず、同年7月には牛車の宣旨〔ぎっしゃのせんじ。親王・摂政・関白が牛車に乗って宮城建礼門まで入ることを許される宣旨。宣旨とは、勅旨を伝宣すること。また天皇の勅を宣べ伝える公文書、詔勅が表向であるのに対して内輪のもの。〕を受け、同11年3月2日親王〔大宝令に於ける天皇の兄弟・姉妹及び皇子・皇女（皇女は内親王という）の称号。現制では、嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫の称号。（女子は内親王）〕の宣下〔せんげ。天皇の勅を宣〔の〕べ下すこと。定期の除目〔じもく〕以外に、臨時に宣旨の下ること。〕を掌った。およそ孫王であって親王宣下を受けたのはこれが初例である。ついで二品〔にほん。昔の親王の第二の位階〕に叙せられた。建治元年〔1275〕12月、母藤原氏の喪によって再び天台座主を辞せんことを請うたが勅許されず、翌2年 11

月始めて座主を退いた。正応元年〔1288〕4月18日歿、年72。

注(10) 堅い石。

注(11) 「夫木集」ともいう。P. 264の注(3)参照。

注(12) 「続岩沼物語」に依ったため、「澄覚」を「證〔証〕覺」としてしまったと見られるものに次のものがある。

1. 「仙台漫歩、名取の里」（「仙台市政だより 1199号、昭和 55、6、15）

『「名取」は奈良時代から知られる宮城県最古の郡名で、平安時代には歌枕として名高かった地名である。名取郡には名取郷を含む七つの郷名が知られているが、岩沼市内に地名の残る指賀・玉崎のほかは所在が不明である。

「前田村は古来名取郷と称す」

「強て問ふ人はありとも恋すてふ名取の里をそこと知らすな（證覚法親王）の名取の里は前田村の中田をいう」と古書にあるのにちなんで、この歌と「名取乃里」の四文字を刻んだ石碑が、仙台市中田の前田地区の国道四号線沿いにある。

この碑の西側には前田館と呼ばれる中世の館址があり、土壘、堀跡が残っている。ここは義氏配所跡と伝えるところで、昔中津川義氏なる者がこの地に流され、後に許されて帰るとき、特に世話をしてくれた者に柿沼忠義の名を与えて去ったという伝説があり、現在ここに住む柿沼氏はその子孫であるという。また、前田は名取老女の伝説の地でもある。名取乃里の碑は昭和2年の建立であるが、この地の古い歴史と伝説をいくしむ郷土の人々の心を伝えている。』

2. 「広報なかだ」第130号（中田公民館）に

『郷土の歌、我が里

三 山は美しました清し

これぞ我が村 名取の里

画聖の生地 ああこの里

注 「前田村は古来名取郷と称す」「強て問ふ人はありとも恋すてふ名取の里をそこと知らすな（證覚法親王）の名取の里は前田村の中田をいう。」市政だより〔による〕』なお、「続岩沼物語」とは別に、「澄覚」を誤り記したものに次の諸書があるので要注意。

1. 「奥羽観蹟聞老志」卷之5（佐久間洞巖）

『 澄光法親王

しゐてとふ人はありとも恋すてふ名とりのさとをそことしらすな

夫木集里部などりの里陸奥寄里恋前大僧正終覚と有』

2. 「新撰陸奥風土記」卷之7（保田光則）

『名取里 名取郡の内なり

澄光法親王〔「奥羽觀蹟聞老志」と同じ誤り〕

夫木集 しひてとふ人はありとも恋すてふ名取の里をそことしらすな

夫木集里部 なとりの里

陸奥寄里恋 前大僧正經覚』

3. 「大日本地名辞書」第7巻（吉田東伍）

『名取郷

強て問ふ人はありとも恋すてふ名取の里をそこと知らすな〔夫木集・歌枕〕

隆覚』

資料 国歌大観（松下大三郎編）

日本人名大事典（平凡社編）

95. 「貞樹院」と「鯰」

問 伊達吉村が、青根湯治の土産に貞樹院に鯰を贈ったと書いたものを見ました。貞樹院とはどんな人か、また鯰とはどんな魚なのですか。

答 伊達吉村は、青根温泉をこよなく愛し、浩然の気を養いがてら屢々保養に赴いていました。青根は、
(1)蔵王山麓、標高500mの世俗を離れた閑寂な温泉地で、一般の温泉宿とは別に、青根御殿と称する伊達家専用の旅館が設けてありました。

「貞樹院」とは、伊達吉村の実母の号であります。この女性は、白石片倉家の第3世小十郎景長の女(2)
(3)で、名は松子、宮床の伊達肥前宗房(4)に嫁した人です。その宗房と松子との間に長子として延宝8年
(1680)に生れたのが吉村であります。吉村は、元禄16年〔1703〕伊達本家第5代の当主となり、時の8代将軍徳川吉宗も高く評価する程の治績を挙げ、中興の英主と称せられる名君であります。吉村は孝心厚く、実母「貞樹院」への心遣いを終生怠ることがなかったのでした。

次に「鯰」は、「和名類聚抄」〔源順〕卷19に『鯰〔い〕 崔禹錫食經云鯰音夷和名
(5)性状沈在石間者也』とあり、「伊師布之」即ち「いしぶし」とあります。「大言海」〔大槻文彦〕
(6)に『いしぶし〔杜父魚〕〔石伏ノ義、常ニ、水底、沙上ニ居リテ、浮游セズ、福州府志ニ石伏魚トアル、是レナリト云フ〕淡水ノ魚。今かはかぢかト云フ。』「古語大辞典」〔中田祝夫等〕に『いしぶし〔石伏・石斑魚〕〔名〕淡水魚。現在の鰐〔かじか〕。石の間に沈んでいるので、この名がある』「物類称呼」
(7)〔越谷〔こしがや〕吾山〕にも『杜父魚、かじか』。また「広辞苑」第1版にも『いしぶし〔石伏〕〔方言〕①ヨシノボリのこと②ウキゴリのこと③カジカのこと』とあり、この場合は「かじか」のこ